

大阪市水道事業管理規程第24号

大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

大阪市水道局企業職員給与規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(計算期間及び支給日) 第3条 〔略〕 2 通勤手当は、支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として局長が定める期間（以下「支給単位期間」という。）を計算期間とし、特別な事情がない限り、支給単位期間に係る <u>最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として局長が定める場合にあつては、その翌月）</u> の給料の支給日に支給する。 〔3～5 略〕 （通勤手当） 第21条 〔略〕 〔2～5 略〕 6 第2項の使用距離に応じて支給単位期間につき定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める <u>額</u> とする。ただし、在宅勤務等手当が支給される職員にあつては、その額に100分の50を乗じて得た額とする。	(計算期間及び支給日) 第3条 〔同左〕 2 通勤手当は、支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として局長が定める期間（以下「支給単位期間」という。）を計算期間とし、特別な事情がない限り、支給単位期間に係る <u>最初の月の給料の支給日に支給する。</u> 〔3～5 同左〕 （通勤手当） 第21条 〔同左〕 〔2～5 同左〕 6 第2項の使用距離に応じて支給単位期間につき定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める <u>額（任期付職員等（地方公務員法第26条の6第7項第1号又は育児休業法第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同</u>

〔(1)・(2) 略〕 7 第1項第2号に掲げる職員のうち、身体障害のため歩行することが著しく困難な職員（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で局長が定めるものに限る。）についての第2項の使用距離に応じて支給単位期間につき定める額は、前項の規定にかかわらず、同項第1号に定める額に2,700円を加算した額とする。ただし、在宅勤務等手当が支給される職員にあつては、その額に100分の50を乗じて得た額とする。 〔8 略〕	<u>じ。）にあつては、支給単位期間にその者の任用の期間の始期又は終期が含まれる場合であつて、当該始期又は終期が月の中途であるときは、その額を基準とし、当該始期又は終期を考慮して局長が定める額）</u>とする。ただし、在宅勤務等手当が支給される職員にあつては、その額に100分の50を乗じて得た額とする。 〔(1)・(2) 同左〕 7 第1項第2号に掲げる職員のうち、身体障害のため歩行することが著しく困難な職員（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で局長が定めるものに限る。）についての第2項の使用距離に応じて支給単位期間につき定める額は、前項の規定にかかわらず、同項第1号に定める額に2,700円を加算した額（任期付職員等にあつては、<u>支給単位期間にその者の任用の期間の始期又は終期が含まれる場合であつて、当該始期又は終期が月の中途であるときは、その額を基準とし、当該始期又は終期を考慮して局長が定める額）</u>）とする。ただし、在宅勤務等手当が支給される職員にあつては、その額に100分の50を乗じて得た額とする。 〔8 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

- 1 この規程は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪市水道局企業職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第21条第6項及び第7項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6

第7項第1号、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第3条若しくは第4条の規定により任用の期間を定めて採用された職員がこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に新たにこの規程による改正前の大阪市水道局企業職員給与規程第21条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合であって、施行日以後に大阪市水道局長が別に定める通勤届による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過する前においてなされ、改正後の規程第3条第2項に規定する支給単位期間にその者の任用の期間の始期（月の初日であるときを除く。）が含まれるときの通勤手当の支給に係る改正後の規程第21条第1項第2号に規定する交通用具の使用に係る通勤手当の額の算定については、なお従前の例による。

（令和8年9月30日揭示済）